「河川巡視支援業務積算基準」に係る運用について

１　「４．(2)　車両管理」について

次のとおりとし、他の河川巡視支援業務の積算経費と区分して積算する。

(1)　業務委託料の構成

業務委託料 ＝ 直接業務費（直接人件費 ＋ 直接経費） ＋ 諸経費 ＋ 消費税相当額

(2)　各構成費目の算定

①　直接業務費

イ　直接人件費

公共工事設計労務単価の「一般運転手」の単価を標準とする。

なお、超過勤務時間当たり単価は、次式により積算する。

超過勤務時間当たり単価 ＝（巡視員の基準日額）× １／８ × Ａ × Ｂ

※ただし、Ａ：１２５／１００又は１５０／１００：時間外又は深夜割増

Ｂ：割増対象賃金費

ロ　直接経費

Ａ　車両

ライトバン（1,500cc）を標準とし、「建設機械損料等算定表（北海道補正版）」により次の２つの機械損料を計上する。

・共用１日当たり損料（固定費）

・運転１時間当たり損料（変動費）

Ｂ　燃料費

②　諸経費

諸経費は、次の式により算定した額の範囲内とする。

諸経費 ＝（直接人件費 ＋ 直接経費）× 諸経費率　　※ただし、諸経費率は２７％とする

③　消費税相当額

消費税相当額 ＝（直接業務費 ＋ 諸経費）× 消費税率

２　調査基準価格の算出について

調査基準価格は、業務全体の予定価格を次の(1)・(2)に分けた上で、各々の調査基準価格相当額を算出し、合算した額とする。

(1)　河川巡視本体の相当額

「予算決算及び会計令第８５条の基準の取扱いについて」（平成16年６月10日付け国官会第367号。最終改正：平成31年３月29日付け国官会第24898号）に準じて算出する。

(2)　車両管理の相当額

「予算決算及び会計令第８５条の基準について」（平成16年６月10日付け国官会第366号。最終改正：平成31年３月26日付け国官会第22172号）別紙「予算決算及び会計令第８５条の基準」第５に準じて算出する。

※　車両管理に係る予定価格に１０分の６を乗ずる。